

規制改革実施計画

令和元年 6 月 21 日
閣 議 決 定

目 次

I 共通的事項	1
1. 本計画の目的	1
2. 本計画の基本的性格	1
3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方	1
4. 改革の重点分野	2
5. 規制改革ホットライン	2
6. 規制所管府省の主体的な規制改革への取組	2
7. 計画のフォローアップ	2
II 分野別実施事項	3
1. 農林分野	3
(1) 規制改革の観点と重点事項	3
(2) ドローンの活用を阻む規制の見直し	3
(3) 高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し	6
(4) 若者の農業参入等に関する課題について	7
(5) 農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革	8
(6) 農協改革の着実な推進	8
(7) 肥料取締法に基づく規制の見直し	9
(8) 畜舎に関する規制の見直し	11
(9) 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し	11
2. 水産分野	12
(1) 規制改革の観点と重点事項	12
(2) 改正漁業法の運用について	12
(3) 水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検	14
(4) 海技士の乗組み基準の見直しについて	14
(5) 魚病対策の迅速化に向けた取組について	15
3. 医療・介護分野	17
(1) 規制改革の観点と重点事項	17
(2) 医療等分野におけるデータ利活用の促進	17
(3) 患者による医薬品情報へのアクセス改善	19
(4) 機能性表示食品制度の運用改善	19
(5) 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化	20
(6) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	20
4. 保育・雇用分野	21

(1) 規制改革の観点と重点事項	21
(2) 放課後児童対策（いわゆる「小1の壁」の打破）	21
(3) ジョブ型正社員（勤務地限定正社員、職務限定正社員等）の雇用ルールの明確化の検討	23
(4) 介護離職ゼロに向けた対策の強化	23
(5) 日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備	24
(6) 年休の取得しやすさ向上に向けた取組	25
(7) 高校生の就職の在り方の検討と支援の強化	25
(8) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表	25
5. 投資等分野	26
(1) 規制改革の観点と重点事項	26
(2) モバイル市場における適正な競争環境の整備	26
(3) 教育における最新技術の活用	28
(4) フィンテックによる多様な金融サービスの提供	30
(5) 電力小売市場の活性化	31
(6) 地方創生のための銀行の出資規制見直し	32
6. その他重要課題	33
(1) 規制改革の観点と重点事項	33
(2) 総合取引所の実現	33
(3) 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大	34
(4) 副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し	35
(5) 日雇派遣におけるルールの見直し	35
7. 行政手続コストの削減	36
(1) 規制改革の観点と重点事項	36
(2) 行政手続コスト 20%削減の対策強化	36
(3) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化	37
(4) 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現	37
(5) 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	37
(6) 行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開	38
(7) 住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減	39
(8) 軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップサービスの実現	39

規制改革実施計画

〔令和元年6月21日〕
閣議決定

近年、国内外の情勢変化のスピードが一層増す状況下において、我が国が豊かで活力ある国で在り続けるためには、不断の規制改革の取組を通じて、時代に適合した規制の在り方を模索し、実現していかなければならない。これにより国民生活の安定・向上及び経済活性化への貢献並びにそれらを通じた国の成長・発展を図ることは、内閣の重要課題の一つとなっている。

この規制改革をより一層推進するため、規制改革を総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関である「規制改革推進会議」を平成28年9月に設置した。

規制改革推進会議においては、行政手続コストの削減や分野ごとの規制改革に取り組み、平成29年5月23日に「規制改革推進に関する第1次答申」、平成29年11月29日に「規制改革推進に関する第2次答申」、平成30年6月4日に「規制改革推進に関する第3次答申」が提出されていたが、その後引き続き検討を行い、平成30年11月19日に「規制改革推進に関する第4次答申（以下「第4次答申」という。）」が、令和元年6月6日に「規制改革推進に関する第5次答申（以下「第5次答申」という。）」が内閣総理大臣に提出された。

第4次答申及び第5次答申を踏まえ、対象となった規制や制度、その運用等については、直ちに改革に着手し、期限を定めて着実に実現を図っていくため、下記のとおり規制改革実施計画を定める。

記

I 共通的事項

1. 本計画の目的

本計画は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）を推進することを目的とする。

2. 本計画の基本的性格

上記の目的を達成するため、本計画においては、当面の改革事項として、第4次答申及び第5次答申により示された規制改革事項について、それぞれ期限を定めて取り組む事項として確定することにより、その着実な実施を図る。

3. 規制改革の推進に当たっての基本的考え方

時代の変化が極めて速い中で、規制は絶えざる見直しが必要である。全ての規制は必要性があって作られるが、技術革新など経済社会の環境が変化するにつれて、その必要性が変化するためである。必要性を失った規制が残ると、産業の活力低下やイノベーションの阻害、価格の高止まりなどの弊害が生じ、日本経済の底力が損なわれていく。

他方、デジタル化の急速な進展によって、新たな規制の枠組みが必要となる場合もある。例えば、民泊などシェアリングエコノミーに対応した規制や、5Gの時代に対応した規制などである。

こうした経済環境の変化の中で、常に規制の必要性を点検し、必要性を失った規制には真正面から挑戦して風穴を開け、新たに生じた課題には規制体系そのものの変革を迫るなど、スピード感を持って改革を進めていくことが必要である。

4．改革の重点分野

本計画においては、第4次答申及び第5次答申を踏まえ、「農林」、「水産」、「医療・介護」、「保育・雇用」、「投資等」、「その他重要課題」及び「行政手続コストの削減」を改革の重点分野とする。

5．規制改革ホットライン

広く国民・企業等から寄せられる規制改革要望（各種手続の簡素化等を含む。）については、内閣府に設置している「規制改革ホットライン」により常時受け付け、迅速に対応している。

今後、規制改革を進めるに当たり、このように国民・企業等からの要望を幅広く受け止め、その声を検討の^{そじょう}俎上に乗せるための仕組みを引き続き活用することが重要である。

6．規制所管府省の主体的な規制改革への取組

所管の規制について、まずは規制当局が主体的にその実効性や必要性を評価検証すべきとの考えに立ち、平成26年6月の規制改革実施計画に基づいて「規制レビュー」の仕組みが構築された。規制所管府省が「規制シート」を作成することによって、規制の状況を横断的に把握し、主体的に規制改革に取り組むことが促されてきた。

その後、平成28年6月の規制改革実施計画を受けて「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）が変更され、平成29年10月からは、事前評価を実施した規制について事後評価を行うとともに、規制の検討から見直しに至るまでの「規制のライフサイクル」の各段階において評価を活用していくことが定められた。

各府省が所管する規制の検討と一定期間経過後の見直しについては、今後、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づく仕組みの下で一元的・継続的に把握されるべきであり、見直しの実施時期については、引き続き、平成26年6月の規制改革実施計画を踏まえて対応すべきである。

今後とも、政策評価制度を所管する総務省と連携の下、規制所管府省による主体的・積極的な見直しを促していく必要がある。

7．計画のフォローアップ

本計画に定められた措置について、その実施状況をフォローアップしていくことは、改革を現実に進めていく上で不可欠の取組である。また、これまでの規制改革実施計画に盛り込まれた事項の中にも、現時点で措置が完了していないものがあるため、本計画に定められた措置と併せて、今後それらの実施状況についてフォローアップを行うことが重要である。

II 分野別実施事項

1. 農林分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

農業の成長産業化に向けて、生産性向上のための先進技術導入や生産資材・設備のコストダウンを図るとともに、新規就農のための環境づくりを行う観点から、(2)ドローンの活用を阻む規制の見直し、(3)高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し、(4)若者の農業参入等に関する課題について、(5)農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革、(6)農協改革の着実な推進、(7)肥料取締法に基づく規制の見直し、(8)畜舎に関する規制の見直し、(9)農作物栽培施設に係る立地規制の見直しについて、重点的に取り組む。

(2) ドローンの活用を阻む規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	航空法に基づく規制	<p>a 最新型ドローンについて、農林水産省は現在の「空中散布における無人航空機利用技術指導指針」(平成27年12月3日農林水産省消費・安全局長通知。以下「技術指導指針」という。)を廃止し、新たに農薬の安全使用に関するガイドラインを策定する。国土交通省は、新たに農薬等の空中散布用の航空局標準マニュアルを策定する。</p> <p>b 農水協が直接行うオペレーター認定、機体認定は、農水協の自主事業であって、これを取得する義務はない旨、農林水産省より地方自治体等関係者への周知を徹底する。</p> <p>c 従来からの無人ヘリコプターについては、現場の混乱がないよう十分な配慮を行いながら、当面、次の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 航空安全に係る事項は、国土交通省の「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」(平成27年11月17日国土交通省航空局長通知。以下「審査要領」という。)又は国土交通省と農林水産省の共管による通達により規制する - 農薬安全に係る事項は、農林水産省が新たなガイドラインを策定する - 都道府県・地区別協議会等への報告は、必要最小限に限定し、オンライン報告を可能とする <p>d 国土交通省の審査要領は、自動操縦、手動操縦にかかわらず、一律に10時間の飛行経歴要件を課している。しかし、自動操縦の農業用ドローンについては、十分な自動操縦に係る機能・性能を有する機体を使用し、機種ごとの機能・性能に応じた飛行経路設定などの基本操作や、不具合対処など、必要事項についての講習を受けた実績がある場合には、この飛行経歴要件を不要とする。その際、飛行経歴要件を不要とするためにいかなる講習(座学・操縦練習の実施など)を受ければよいか例示するなどして分かりやすく明ら</p>	<p>a,c: 令和元年7月措置</p> <p>b,d,e: 令和元年度上期措置</p>	<p>a,c: 農林水産省 国土交通省</p> <p>b,e: 農林水産省 d: 国土交通省</p>

		<p>かにするよう審査要領を改正し、航空局ウェブサイトにおいて周知する。</p> <p>e 農林水産省は、審査要領に基づく代行申請制度を通して最新型の農業用ドローン活用が拡大するよう、ディーラー、メーカー等に対し、顧客の代行申請を行うよう促す。これによって、自動操縦機能、カメラ機能等を搭載した機体の申請実績を作る。</p>		
2	農薬取締法に基づく規制	<p>a 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）上、いかなる散布機器を用いるかは農薬を使用する者が遵守すべき基準に含まれていない。農林水産省は「散布」、「雑草茎葉散布」、「湛水散布」、「全面土壌散布」等の使用態様においてドローンを使うか否かは、農薬使用者の自律的な判断に任せる旨、解釈を明確化し、関係者に通知する。</p> <p>b 既存の（地上）散布用農薬について希釈倍数の見直しを行う変更登録申請の場合、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の検査において作物残留試験を不要とし、薬効・薬害に関する試験のみとすることにより、検査コストの大幅な削減を図る。</p>	措置済み	農林水産省
3	電波法に基づく規制	<p>a 総務省は、平成 30 年度に行った実証試験の結果を踏まえ、ドローンの携帯電話の電波利用を拡大させるために、遅くとも令和 2 年中にユーザーがウェブサイト経由等で携帯電話事業者に申請することで飛行を可能とできるように必要な制度改正を行う。</p> <p>b 総務省は、実証試験の結果を踏まえ、低空を飛行するドローンの携帯電話の電波利用の簡便性を地上での携帯電話利用に近づけるべく、実用化試験局免許について携帯電話事業者による台数の把握等が行われることを条件に総務省が包括的に免許を発出すること等、ドローンが携帯電話の電波を簡易な手続で利用可能とするための新たな仕組みを構築する。</p> <p>c 制度開始までの間においても、携帯電話事業者による手続も含む申請から許可までの期間を原則 1 か月以内とするなど、より簡易に携帯電話の電波を使用できる仕組みを構築する。</p> <p>d 携帯電話の電波が農業用ドローンにとって使いやすいものできるように、総務省、農林水産省、関係事業者、農業者等からなる場を立ち上げ、実用局制度の在り方、実用化試験局制度の運用等につき定期的に議論を行う。</p>	<p>a: 令和 2 年中措置 b, c: 令和元年度中速やかに措置 d: 令和元年中速やかに立ち上げ、以降継続的に措置</p>	<p>a ~ c: 総務省 d: 総務省 農林水産省</p>
4	農業用の最新型ドローンの普及に向けた取組	<p>a 次の要素を含む「総合的な農業用ドローン導入計画（仮称）」を農林水産省が中心となって策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 最新型ドローン導入の目標値 - 導入促進のための地方説明会の開催回数 <p>の目標値</p>	措置済み	農林水産省

	<ul style="list-style-type: none"> - 実質的に「ドローン用農薬」と位置付けられる農薬品目数の目標値 - 農業用ドローンの普及拡大に向けた規制点検や先端技術に関する情報共有の枠組み <p>b 農林水産省は、民間事業者のニーズをくみ取りながら農業用ドローンの普及を拡大するために、経済産業省の協力も得て官民協議会を立ち上げる。最新型ドローンについて技術指導指針に基づく都道府県・地区別協議会は廃止し、ドローン推進のための地域組織が必要な場合は、官民協議会の下に新組織を立ち上げる。</p>		
--	--	--	--

(3)高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	高機能農機・除雪機の活用を阻む規制の見直し	<p>a 国土交通省及び農林水産省は、農機や除雪機を装着して公道を走行するトラクターについて、灯火装置やそれに代わるものの設置や、現行法では安定性の要件を満たさないものについては時速 15km 以下で走行すること等、どのような措置を講じれば道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)上適合するかを明確化した上で、当該措置を講じたものについては、車幅によらず道路運送車両法上公道走行可能である旨を明確化し、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>b 国土交通省及び農林水産省は、車両の安定性から a において時速 15km 以下で走行する必要があるとしたものについて、農機や除雪機を装着した場合の安定性に係るモデル式の策定を行い、当該モデル式により安定性の基準を満たし、時速 15km を超えて走行することができる農機や除雪機を装着したトラクターを順次特定し、道路運送車両法上公道走行可能である旨を、地方運輸局等関係者へ周知徹底する。</p> <p>c 国土交通省は、農機や除雪機を装着することで道路法(昭和 27 年法律第 180 号)上の特殊車両に該当することとなるトラクターについての特殊車両通行許可の申請に当たっては、車検証明書の提出が不要であること並びに国道、都道府県道及び市町村道を通行する場合は国に申請を行えば、都道府県及び市町村の許可もワンストップで取得できることについて、農林水産省とも連携の上、農業関係団体を含む関係者に周知徹底を行った上で、申請しようとする者から問合せがあった場合は申請手続のサポートを行うとともに、申請があった場合には速やかに許可できるよう対応する。</p> <p>d 国土交通省、農林水産省及び警察庁は、農機や除雪機を牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての道路運送車両法、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)等の規制の洗い出しを行った上で、これらのトラクターが公道の走行が可能となるよう、速度制限等の対策を講ずること等により牽引される農機や除雪機への制動装置の設置を始めとした既存の基準の緩和を行うとともに、必要な基準の明確化を行い、その際、道路法上の特殊車両通行許可を受けて道路法上の道路を通行可能であることを道路管理者に周知する。また、重量が最高限度を超えることにより特殊車両に該当する車両の申請があった場合において、申請上の新たな課題が生じたときは、改善策を検討する。</p> <p>e 農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターの農道走行に関し、現状とし</p>	<p>a:措置済み b~f:令和元年結論、措置 g,h:令和元年結論、結論を得次第、速やかに措置</p>	<p>a~c:農林水産省 国土交通省 d,h:警察庁 農林水産省 国土交通省 e:農林水産省 f,g:警察庁 農林水産省</p>

	<p>て農道管理者の特段の許可を必要とされず、今後とも同様の運用が望ましい旨、農道管理者に周知を行う。</p> <p>f 警察庁及び農林水産省は、農機や除雪機を装着・牽引したトラクターを走行させるに当たって、大型特殊自動車免許や牽引免許が必要となる場合、運転者がこれらの免許を早期に取得できるよう、教習の受講や試験の受験に関する機会拡大に係る人員の派遣等必要な対策を各地域の実情も踏まえつつ講ずる。</p> <p>g 警察庁は、道路交通法上の小型特殊自動車等について定められた500kgの積載量上限について、農林水産省が農機の安全性の確保の観点から適当な積載量を確認することを前提として、トラクターについて緩和する等必要な見直しを行う。</p> <p>h aからgの検討に加え、国土交通省、農林水産省及び警察庁は、今後農機や除雪機の大規模化が予想される中、これらの農機や除雪機を装着・牽引したトラクターが公道を走行するに当たっての規制の洗い出しを行い、安全性を確保の上で、必要に応じ当該規制の見直しを行う。</p>		
--	---	--	--

(4)若者の農業参入等に関する課題について

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	若者の農業参入等に関する課題について	<p>a 新規就農者に対する資金支援制度について、その内容を整理する。また、新規就農を目指す者の研修先が民間であるかどうかによってその支援に関し不公平な取扱いを受けることのないよう、必要に応じた見直しを行う。</p> <p>b 農業で起業する若者を始め、農業者が成長段階に応じ資金調達を円滑に行うための課題やニーズについて検討を行う。</p> <p>c 営農上必要な農業用施設の建設が円滑に行われるよう、農地の転用に係る運用を含む農業用施設の建設に係る土地利用上の課題を整理し、実態を調査した上で、必要に応じ見直しに向けた検討を行う。</p>	<p>a: 令和元年度検討・結論、令和2年度措置</p> <p>b, c: 令和元年度措置</p>	農林水産省

(5)農地利用の集積・集約化を通じた農業競争力強化のための規制改革

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	利用集積・集約化に係る 手続の改善と体制の一体化	<p>a 市町村による農用地利用集積計画により、農地中間管理機構を通じた借入れと転貸を一括で策定できる仕組みを設ける。</p> <p>b 農用地利用配分計画案の縦覧については、今まで意見書提出の実績がないことも考慮し、他の担い手に意見表明の機会を与えるための代替措置を講じた上で廃止する。</p> <p>c 受け手から農地中間管理機構への利用状況報告は、農業委員会の利用状況調査と重複することから廃止する。</p> <p>d 農地利用集積円滑化事業は、担い手への農地集約を一体的で使いやすい仕組みにより行う観点から、必要な経過措置を設けた上で農地中間管理事業に統合一体化する。ただし、地域に根ざした特色ある農地利用集積円滑化事業の実績を有する団体に限定して、農用地利用配分計画の案の策定を認めるなど農地利用集積円滑化事業を担っている者の協力を得るための仕組みを設ける。</p>	<p>a,b,c:措置済み d:令和元年度措置</p>	農林水産省
8	地域における農業者等による協議の場の実質化	<p>人・農地プランの作成に当たり、地域の農地利用の現況把握(マップ化)及び受け手となり得る担い手の明確化を求める。その際、農地利用最適化推進委員等が人・農地プランの話合いのコーディネーターとして、積極的に参加することを確保できるよう措置する。</p>	令和元年度措置	農林水産省
9	その他の措置	<p>a 認定農業者による農地利用の広域化が進んでいることを踏まえ、認定農業者について、国・都道府県が認定できる仕組みを設ける。</p> <p>b 農業法人の活動実態が拡大し、役員グループ会社間での兼務といった農業経営上の新たなニーズが生じていることを踏まえ、農地所有適格法人の役員について、農業への従事日数(150日以上)要件を見直して、現在、事実上2つに限られている兼務を拡大する。</p> <p>c 担い手に対する農地利用の集積・集約化を促進するため、農地の効率的利用に支障が生じないように転用許可基準を見直す。</p>	令和元年度措置	農林水産省

(6)農協改革の着実な推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
10	農協改革の着実な推進	<p>農協改革集中推進期間の終了後も、自己改革の実施状況を把握した上で、引き続き自己改革の取組を促す。</p>	令和元年度以降、継続的に措置	農林水産省

(7)肥料取締法に基づく規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	公定規格	<p>a 公定規格について諸外国の規制の状況を詳細に分析する。</p> <p>b 公定規格について、肥料の品質と安全性を確保しつつ、分かりやすいリストとして改めるべく、以下を含む、肥料の種類の大々くり化、簡素化を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 複数の肥料を混合した肥料や動植物・副産物肥料についての主成分の最小量の緩和 - 副産物肥料について使用できる原料の拡大 - 有害成分の最大量について大々くり化 	<p>a:令和元年措置</p> <p>b:令和3年措置</p>	農林水産省
12	肥料の混合	<p>普通肥料と特殊肥料、普通肥料と土壌改良資材の混合を原則認めることとし、肥料の品質と安全性の確保の観点から混合すべきでないものについては限定列挙する。</p>	令和元年上期検討開始、令和3年措置	農林水産省
13	保証成分量	<p>a 保証成分量について、諸外国の運用を参考に許容範囲を可能な限り緩和する方向で見直す。</p> <p>b 指定配合肥料については、現行の届出制のもとで保証成分量を計算するに当たり、原料の保証成分量に加え、最終製品の成分実測値を根拠として成分の保証を行うことも選択可能とする。</p>	令和2年措置	農林水産省
14	保証票	<p>a 細かく規定されている表示のサイズについてより小さなサイズを認めるなど見直しを行う。</p> <p>b 原料の種類を大々くり化し、原料表示における括弧内の記載方法について重量順の表示の在り方を含め記載の簡素化に向けた見直しを行う。その際、保証票の見直しをスマート農業戦略の一環と捉え、二次元コードを活用したウェブサイト上の情報提供によって表示を代替することを可能とする。</p> <p>c その他、現在保証票に記載を義務付けられている事項について、農家と肥料メーカーの要望や諸外国との比較を踏まえ、記載の必要性を再検証した上で必要な見直しを行う。</p>	<p>a,c:令和2年措置</p> <p>b:令和元年上期検討開始、令和2年上期方向性につき結論、令和3年上期措置</p>	農林水産省
15	登録・届出等の手続とその運用	<p>a 会社住所など法人番号で明らかとなるような情報についてはその都度の入力を不要とし、手続を電子化する等、手続を合理化する。</p> <p>b 肥料の銘柄ごとに保管場所の変更届出を行うことを不要とし、会社などが複数銘柄についてまとめて届出することを可能とする。</p> <p>c 登録の申請先については工場所在地を管轄するFAMICでも受け付けることとし、周知する。</p> <p>d FAMICの運用の実態、統一的な運用に向けた改善の必要性を把握するために、肥料メーカーに対する無記名アンケートを実施した上で、その結果を公表し、必要に応じ運用の</p>	<p>a:令和3年上期措置</p> <p>b:令和2年上期措置</p> <p>c,d:令和元年措置</p> <p>e:令和3年措置</p>	農林水産省

		<p>統一を図るためガイドラインの見直しや発出などの対策を講ずる。</p> <p>e 肥料メーカーによる製造工程管理の徹底のための新たな仕組みについては、諸外国の例や、肥料以外の規制も参考にしつつ、原料とその入手経路等を記録し、必要な場合に迅速な回収措置がとれるものとするために、過度に制約的なものにならないようにする。</p>		
16	法律の題名	<p>法体系の抜本的な見直しに伴い、肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）の題名についても変更を含め新たな法体系に即した相応しい題名を検討する。</p>	令和 2 年上期措置	農林水産省

(8) 畜舎に関する規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
17	畜舎に関する規制の見直し	<p>a 農林水産省は、国土交通省の協力も得ながら、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等の利用の実態に応じた、畜舎等の安全基準、安全基準の執行体制など、畜舎等の安全対策の新しい在り方について検討を行うべく委員会を立ち上げ、畜舎等の利用実態、建築コストの増加要因、海外の規制等を調査した上で、畜舎等を建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）の適用の対象から除外する特別法について検討を行い、結論を得る。</p> <p>b a での検討結果を踏まえ、所要の法律案を整備する。</p>	<p>a: 令和元年検討開始、令和 2 年上期までに結論</p> <p>b: 令和 3 年上期措置</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p>

(9) 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
18	農作物栽培施設に係る立地規制の見直し	<p>a 商業施設から農作物栽培施設へ用途変更することについて、特定行政庁が「原動機を使用する工場」ではないと判断した事例及び「建築基準法第 48 条の規定に基づく植物工場等の許可事例の情報提供等について」（平成 31 年 3 月 28 日国土交通省住宅局市街地建築課長通達）を参考に以下の点を明らかにした技術的助言を発出し、その内容を周知徹底する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 事務所ビルの一部を農作物栽培施設に用途変更する際、空調設備の騒音値が通常の事務室に設置される空調設備と同程度であり、水循環ポンプが低出力・低騒音であるなど当該用途変更による周辺環境の悪化が懸念されない場合に「原動機を使用する工場」ではないと判断した例を参考にすること。 - 空調設備、灌水設備などの設備の騒音・振動が低く、発生交通量について周辺の交通環境に及ぼす影響が少ないなど周辺環境の悪化が懸念されない場合には、特例許可を発出することができること。 <p>b a の実施に併せて、日本建築行政会議に対して農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方について検討を促す。</p> <p>c b の検討の結論について周知するための技術的助言を発出する。</p>	<p>a, b: 令和元年中速やかに措置</p> <p>c: 令和元年中措置</p>	<p>国土交通省</p>

2. 水産分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

水産業の成長産業化に向け、改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「改正漁業法」という。）に係る運用や、水産物や漁業生産資材の流通の透明化等の観点から、(2)改正漁業法の運用について、(3)水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検、(4)海技士の乗組み基準の見直しについて、(5)魚病対策の迅速化に向けた取組について、重点的に取り組む。

(2) 改正漁業法の運用について

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	国及び都道府県の責務の明確化	国及び都道府県が不透明な事前調整を行うことなく、透明性が高く、客観的な基準に基づいて、公平に紛争解決が行われるよう、制度運用の仕組みを定める。	令和2年度措置	農林水産省
2	資源回復に向けたロードマップの策定	魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定を行う。なお、当該ロードマップの策定を行う対象については、目標管理基準値を下回る全ての魚種とする。	令和2年度以降順次措置	農林水産省
3	生産性の高い許可漁業の推進	a 許可又は起業の認可の適格性についての判断基準である、「漁業を適確に営む生産性」の判断基準について、漁業種類・魚種ごとに明確化する。 b 改正漁業法において、農林水産大臣は、「国際的な枠組みにおいて決定された措置の履行その他漁業調整のため特に必要があると認めるときは、許可を受けた者に対し、衛星船位測定送信機その他の農林水産省令で定める電子機器を当該許可を受けた船舶に備え付け、かつ、操業し、又は航行する期間中は当該電子機器を常時作動させることを命ずることができる」としている。漁業調整のためには、漁獲報告の迅速化や報告内容の正確性の向上が特に必要であり、また漁業者の負担軽減のためにも漁獲報告の電子化が望ましいことから、電子機器の備付けに明らかになじまないものを除き、原則全ての許可漁業について漁獲報告の電子化・VMS（Vessel Monitoring System：衛星船位測定送信機）等の備付けの義務化を行う。	令和2年度措置	農林水産省
4	海面を最大限活用しうる仕組みの確立と、漁業権制度の運用の透明化	a 農林水産省は、漁場の有効活用を図るために現在の漁業権設定状況が一目で分かる漁場マップを策定し、公開する。 b 漁業者が自主的に漁場を有効活用できるよう、都道府県知事が漁場の適切かつ有効な活用を行っていることと公平かつ公正に判断することができるよう基準を明確化し、技術的助言として発出する。特に、「合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していない」場合について、どのような場合が該当するのか具体的な事例に即して明らかにす	a～c,e: 令和2年度措置 d: 令和2年度以降継続的に措置	農林水産省

		<p>る。</p> <p>c 漁業権制度の運用に関し、都道府県知事が利害関係人や海区漁業調整委員会の意見を精査した上で、新規参入者の参入を不当に制限することのないよう必要な対策を講ずる。</p> <p>d aの漁場マップの策定についての調査に加え、5年ごとに漁業権の免許状況調査を実施する。また、新たに漁場として設定された事例、また廃止された事例とその理由、既存漁業者及び新規参入者の免許状況について調査・公表の上、漁場の活用状況に関する KPI を設定し、適切な政策を講ずる。</p> <p>e 新規に沖合の区画漁業権について免許を付与できるように、関係省庁及び都道府県が漁業者や関係機関と調整して、短期間で手続が終了するよう取り組む。</p>		
5	漁業者の所得向上に向けたコンプライアンスとガバナンスの強化	<p>a 漁協の全ての収入内容（漁場行使料、協力金等）と、全ての支出内訳、役員数等、漁協の経営状況等につき実態を調査・公表の上、漁協の経営に関する KPI を設定し、適切な政策を講ずる。</p> <p>b aの調査の結果、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独禁法」という。）上の問題が明らかになった漁協については、公正取引委員会と連携して是正を図るとともに、必要に応じ水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づく措置を講ずる。</p> <p>c 漁協による組合員の資格審査の実態を調査・公表の上、資格審査の適切な実施を確保するため、都道府県に対して、客観的な資料による判定を含む明確なガイドラインを示した上で、必要に応じ水産業協同組合法に基づく措置を講ずる。</p>	令和元年度検討開始、令和 2 年度措置	<p>a, c: 農林水産省</p> <p>b: 公正取引委員会 農林水産省</p>

(3)水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検	<p>a 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態の調査を行う。</p> <p>b 不適正な取引を未然に防止するため、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する、あるいは流通業者等に「取引適正化のための自主行動計画」の策定を働きかける。</p> <p>c aの調査の結果、独禁法上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。</p> <p>d 魚類養殖業の資金調達の円滑化を図れるよう、コストの大半を占める餌費用等の事業資金に対して魚類養殖業の事業性評価による適切な融資が可能となる金融制度の構築や、養殖生産の需要家からの受託等、養殖業者の経営安定化に資するビジネスモデルの推進を早急に検討する。</p> <p>e 輸入水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度の創設に向けて必要な措置を講ずる。</p>	<p>a～c:令和元年度措置</p> <p>d,e:令和元年度検討・結論、令和2年上期措置</p>	<p>a,b,d,e:農林水産省</p> <p>c:公正取引委員会 農林水産省</p>

(4)海技士の乗組み基準の見直しについて

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	海技士の乗組み基準の見直しについて	<p>a 安全の確保を前提に、併せて必要となる措置等を検討した上で、近海（100海里以内）を操業する中規模（総トン数20t以上長さ24m未満）の漁船（以下「近海中規模漁船」という。）について、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）上の小型船舶の定義を見直し、小型船舶操縦士1名の乗組みによる航行を可能とする旨の法令改正を行う。</p> <p>b aの法令改正の施行までの間、近海中規模漁船について、船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第1項の規定による乗組み基準の特例を適用し、安全の確保を前提に、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等一定の要件の下、海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。</p> <p>c aの法令改正の施行後も、近海中規模漁船について、小型船舶操縦士ではなく、海技士の乗組みを希望する場合には、従前どおりの乗組み基準によることができることとし、その場合において、機関に関する一定の講習を受講した者が乗り組むことや、僚船から支援を受けること等により海技士（機関）の乗組みを省略することができることとする。</p>	<p>令和元年度結論・措置</p>	<p>農林水産省 国土交通省</p>

(5)魚病対策の迅速化に向けた取組について

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	魚病対策の迅速化に向けた取組について	<p>a 養殖業における魚病の種類とその対策、当該対策を講ずる場合の獣医師の役割や都道府県ごとの魚病に詳しい獣医師の充足状況等、魚病対策に関する実態の調査を行う。</p> <p>b aの調査を踏まえ、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。）に定める動物用医薬品の使用に関する基準について、当該調査により明らかになった魚種ごと（成魚・稚魚を含む。）の魚病対策が可能となるような見直しを講ずる。</p> <p>c 適用外使用による魚病対策の迅速化のため、aの調査を踏まえ、魚病に詳しい獣医師のリスト化及び当該リストの各都道府県の水産試験場への共有等を通じて、各都道府県の水産試験場の魚類防疫員が、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにするなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。</p> <p>d cに加え、魚病に詳しい獣医師が偏在することなく、全ての養殖地域において、迅速な魚病対策が行われるべく、各地域の養殖業者が日常的に相談できる「かかりつけ獣医師」について、その定義（一定時間内に獣医師の診療を受けられる等）を明確化した上で、当該獣医師を養殖業者ごとに複数確保し、当番制などの体制を構築した上でリストを公表するなど、獣医師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を構築する。</p> <p>e 国としての魚病に詳しい獣医師の量的拡充について数値目標を定め、公表するとともに、魚病に詳しい獣医師の量的確保を行うべく、水産試験場等でのインターンプログラムの活用や、既存の獣医師による魚病対策のカリキュラムの受講等により、魚病に詳しい獣医師の人数の拡充を行う。</p> <p>f 魚病に詳しい獣医師の質的確保を行うべく、獣医師によるオンラインでの診療を可能とする仕組みを構築する等、スマート漁業にふさわしいオンライン診療の在り方について検討の上、必要な対策を講ずる。</p> <p>g 魚病対策に関する情報の共有化や学术交流を行うため、獣医師、医薬品メーカー、水産試験場、大学等研究機関、養殖業者等により構成される協議会を設立する。</p> <p>h 当該協議会にてb～dの措置の結果、魚病対策がどれだけ迅速化されたかの評価を実施する。</p> <p>i 獣医師業における、魚病に詳しい獣医師の基盤の確保のため、gの協議会において、魚病に詳しい獣医師の事業者団体の設立に向けた検討を促す。</p>	<p>a: 令和元年度措置 b: 令和元年度検討・結論、令和2年度措置 c: 令和元年度措置 d～f: 令和2年度措置 g: 令和元年度措置 h: 令和2年度以降順次措置 i: 令和元年度措置 j: 令和3年度以降継続的に措置</p>	農林水産省

		j hの評価において、更なる魚病対策の迅速化が必要と判断された場合には、養殖魚の食の安全を確保することを前提として、海外での魚病対策にかかる法制度を踏まえ、獣医師資格取得のためのカリキュラムについて見直しを行うことを始め、魚病対策の迅速化に向けた追加策について継続的に検討の上、公表などを行う。		
--	--	---	--	--

3. 医療・介護分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

国民自身の選択による自律的な健康づくり、医療・介護提供体制の充実、未来に向けた医療・介護サービスの発展の三つの観点から、(2)医療等分野におけるデータ利活用の促進、(3)患者による医薬品情報へのアクセス改善、(4)機能性表示食品制度の運用改善、(5)日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化、(6)社会保険診療報酬支払基金に関する見直しについて、重点的に取り組む。

(2) 医療等分野におけるデータ利活用の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	個々人が自らの健診情報を利活用するための環境整備	<p>a 健診情報について、データ利活用の必要性や活用方針を明確にし、公表する。</p> <p>b 民間サービス事業者を含む、契約当事者となり得る関係者の意見を参考に、データ利活用の目的や契約の類型に応じて、契約の課題や論点を提示しつつ、データ提供や利活用に関する契約条項例や条項作成時の考慮要素等をガイドライン等の形で示す。</p>	令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置	厚生労働省
2	データ利活用のための「標準規格」の確立	<p>a 全国各地の医療機関や保険者が医療データを共有し、予防や医療のイノベーションに役立てることができるよう技術革新に意欲的な民間の創意工夫を尊重し、かつ国内外での相互運用性（様々なシステムが相互に連携可能なシステムの特性）を意識して、医療分野における標準規格の基本的な在り方を早急に検討し、公表する。併せて官民の役割分担を含む運営体制を構築する。</p> <p>b 現在、データヘルス改革の工程表として、全国の医療機関や薬局間において患者の医療情報を結ぶ「保健医療記録共有サービス」や国民に対する健診・薬剤情報提供を目的とした「マイナポータルを活用したPHRサービス」が予定されている。これらのサービス開始に向け、現行の課題を踏まえて、民間サービス事業者を含む関係者の意見や海外の先進的な事例も参考に最低限必要となる標準規格を検討し、ガイドライン等の形で公表する。</p> <p>c データヘルス改革を推進するに当たり、クラウド技術の進展等の技術動向を踏まえた上で、個別具体的な事例を収集し、それぞれについて、利用上の方針・留意点を整理し、現行の医療情報システムの安全管理に関するガイドラインの改定素案を策定する。</p>	令和元年度検討・結論・措置 ただし、bの「マイナポータルを活用したPHRサービス」に係る部分について、令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置	a,c: 厚生労働省 b: 厚生労働省内閣府 総務省 経済産業省
3	データを活用した最適な医療サービス提供のための包括的な環境整備	医療分野におけるデータ利活用の促進、及び、必要に応じて、今後の個人情報保護法制の議論に適切につなげるよう、「救命医療における患者情報の医療機関共有」「セカンドオピニオンの取得」「自らの健診情報の取得と管理」など国民のニーズが高いと思われる具体的なケースについて、海外や他産業の事例も調査し、費用対効果に留意しつつ、「個々	令和元年検討開始、令和2年度結論	厚生労働省

		人が自らの健診情報を利活用するための環境整備」「データ利活用のための『標準規格』の確立」の取組を含めて、国民が医療情報を電子的に入手できる仕組みを始めとするデータ利活用のための包括的な環境整備に向けた検討を開始し、結論を得る。		
4	傷病名を含む医学用語の統一	a 地域医療連携ネットワークにおける地域医療圏の取組等の支援に当たっては、国際基準にも準拠した傷病名マスターの採用を原則とする。 b 外国人医療における自動翻訳・AI問診・医学論文解析など医療分野におけるイノベーション基盤として必要となる、傷病名を含む「包括的な医学用語集」の構築に向けて、民間企業の意見も取り入れ、優先度の高い領域について検討に着手する。	a: 令和元年検討開始、令和2年結論・措置 b: 令和元年検討開始	厚生労働省
5	地域医療連携ネットワークにおける患者情報共有の際の同意の在り方	地域医療連携ネットワークにおける個別同意の取得に係る負担軽減のため、同ネットワークにおける医療機関間の患者情報共有を目的とする患者本人の同意のあり方について、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」（平成29年4月14日個人情報保護委員会、厚生労働省）の示す、利用目的を院内掲示等で公表し患者から明示的に留保の意思表示がないことを確認するという方法を探り得るかを含めて検討し、結論を得る。	令和元年度検討・結論	厚生労働省 個人情報保護委員会
6	健康・医療・介護に係るビッグデータの民間開放	a 今国会で成立した、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号。以下「健保法等改正法」という。）によるNDBの利用目的等を定める高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号以下「高確法」という。）の改正に併せて、民間企業における新薬開発や安全評価等の医療品質の向上等、公益性のある利用を目的とした情報提供が可能となるように、民間企業の具体的な利用ニーズも踏まえ、提供にかかる審査基準・手続等を検討し、ガイドラインとして公表する。 b 健保法等改正法による高確法及び介護保険法（平成9年法律第123号）の改正に併せて、NDB・介護DB等の連結データの民間企業への提供について、民間企業における新薬開発や安全評価等の医療品質の向上等、公益性のある利用を目的とした情報提供が可能となるように、民間企業の具体的な利用ニーズも踏まえて、提供にかかる審査基準・手続等を検討し、ガイドラインとして公表する。	令和元年検討開始、令和2年度上期結論・措置	厚生労働省
7	患者本人による診療録等の個人情報の本人開示請求の適切なあり方	患者本人の診療録等、個人情報の開示請求に当たっては、実費を勘案して合理的であると認められる範囲内で手数料の額を設定することが求められるところ、高額の開示手数料等によりその請求が不当に制限されること	令和元年度検討・結論・措置	厚生労働省

		にならないよう、ガイドライン等において、医療機関における開示手数料の算定に係る推奨手続を明らかにする。		
--	--	---	--	--

(3)患者による医薬品情報へのアクセス改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	患者による医薬品情報へのアクセス改善	医療用医薬品に係る客観的な情報の提供や、副作用について患者からの問い合わせを受けて回答する場合など、医療用医薬品に係る情報提供について、医療現場への影響なども考慮して広告該当性との整理も含め、Q&A等にまとめて公表する。	令和元年度検討・結論・措置	厚生労働省

(4)機能性表示食品制度の運用改善

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	機能性表示食品に対する法執行方針の明確化	機能性表示食品を製造販売する事業者の事業活動を委縮させないよう、機能性を裏付ける科学的根拠について、どのような場合にその科学的根拠を欠くものとして景品表示法による処分の対象となるのか、「食品表示法第4条第1項の規定に基づいて定められた食品表示基準の違反に係る同法第6条第1項及び第3項の指示及び指導並びに公表の指針」（平成27年3月20日消費者庁次長、国税庁審議官、農林水産省消費・安全局長通知）も参照の上、ガイドライン等で考え方を整理・公表する。	令和元年度検討・結論・措置	消費者庁
10	機能性表示食品制度の運用における連携強化	事業者が届出の段階において販売後の関係法令上の問題点も自ら把握できるよう、機能性表示食品の届出とその事後規制に関わる規制所管課室で連携して事後チェックの透明性向上に係るガイドラインを作成・公表するとともに、事業者の自主的な表示適正化の取組を支援する。また、事後規制に関わる規制所管課室は、第三者的な役割を持つ機関あるいは組織の活用等により、透明性のある法執行の仕組みを構築する。	令和元年度検討・結論・措置	消費者庁

(5) 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化	<p>a 研究事業に係る各種手続について、e-Rad（府省共通研究開発管理システム）の機能向上等の改修による統一申請様式でのオンライン入力への全面的な移行に向けた検討を進めるなど、何度も同じ情報を求める重複をなくし、提出書類を簡素化する。</p> <p>b 研究機関が再委託契約を締結する際の事務を効率化する方策として、再委託契約書のひな型を提示する。</p> <p>c 研究開発参加者リストの変更届について、その提出を求める頻度を見直すなど簡素化する。</p> <p>d 公募情報や実績報告書の周知、案内時期、様式、提出書類について、研究機関からの意見聴取及び各規制所管府省との調整を行い、可能なものについて統一化を図る。</p>	令和元年度検討・結論、令和2年度措置	内閣府

(6) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	<p>a 審査事務局におけるレセプト事務点検業務等を、全国地域に10程度設置予定の審査事務センターへ集約する計画について、その具体的な工程を明らかにし、公表する。</p> <p>b コンピュータチェックルールの本部集約による「支部間の不合理な差異の解消」及びコンピュータチェックルールの公開に関する実績・効果等について、実施状況を確認し、公表する。</p> <p>c 支払基金と国保中央会等の審査支払機能の効率的な在り方について、その担い手となる各都道府県の審査委員会の役割と必要性や審査支払システムの整合的かつ効率的な運用の可能性に特に留意しつつ、その具体的な方針・対象業務・工程を明らかにし、公表する。</p>	a、b：令和元年度検討・結論・措置、 c：令和元年度検討・中間報告、令和2年度結論・措置	厚生労働省

4. 保育・雇用分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

働きたいと願う誰もが安心して就労できる環境整備を通じて、人手不足を克服し、日本経済の持続的成長を実現する観点から、(2)放課後児童対策(いわゆる「小1の壁」の打破)、(3)ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化の検討、(4)介護離職ゼロに向けた対策の強化、(5)日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備、(6)年休の取得しやすさ向上に向けた規制改革、(7)高校生の就職の在り方の検討と支援の強化、(8)福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表について重点的に取り組む。

(2) 放課後児童対策(いわゆる「小1の壁」の打破)

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	子どもにふさわしい場所の確保	<p>a 放課後児童クラブについて、居住地域による極端な格差が解消されるよう、待機児童が一定数以上いる市区町村ごとの小学校数、放課後児童クラブ数、放課後子供教室数、余裕教室数、待機児童数を公表し、待機児童が存在する市区町村において余裕教室がある場合には、放課後児童クラブへの転用が促されるよう連携して支援する。</p> <p>b 児童の放課後の居場所確保の重要性について「小学校施設整備指針」に明記する。</p> <p>c 小学校内で放課後児童クラブが実施される場合、実施主体は学校でなく、市区町村の教育委員会や福祉部局等であり、これらの部局が責任を持って管理運営に当たることを明確にする必要がある。このため、学校施設の管理運営上の責任(教育財産の取扱い、校舎の区分及び管理、学校既存施設の利用、事故等に係る責任の範囲等)の所在について、関係部局間での取決めが行われやすくするよう、参考となるひな形を作成し、地方自治体へ通知する。</p> <p>d これまで取り組んでいる放課後児童クラブの学校内での設置促進に向けた手続の簡素化・弾力化や予算措置について、地方自治体において活用されるよう周知を徹底する。</p> <p>e 放課後児童クラブを利用する家庭には、保育所等を利用する家庭に加え、両親のどちらかが短時間パートタイム勤務の場合も想定されるため、市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」を算出する際に、こうした家庭の児童についても、放課後児童クラブの対象児童として見込めるようにする。</p> <p>f 小学校施設の徹底活用がなされている地方自治体の特徴的な取組の事例を他の地方自治体に周知する。</p>	<p>a:令和元年度措置 b:措置済み c:令和元年上期措置 d:措置済み e:措置済み f:令和元年度措置</p>	<p>a,c,d,f:厚生労働省 文部科学省 b:文部科学省 e:厚生労働省</p>
2	多様な人材(担い手)の活用	<p>a 放課後児童支援員を志す者が大学及び専門学校卒業後、速やかに有資格者として就職できるよう研修の在り方を検討する。</p>	<p>a:令和2年度措置 b:措置済み c:令和2年度措置</p>	厚生労働省

		<p>b 都道府県知事が実施する放課後児童支援員認定資格研修の受講人数枠が不足している場合、受講人数枠及び研修回数を拡大するよう、都道府県に通知する。また、研修の受講に当たっては、支援員の受講が進んでいない放課後児童クラブからの申請者を優先するよう、都道府県に周知する。</p> <p>c 対象者が、時間や場所に縛られず、容易に研修を受講できるよう、通信形態による研修を提供することを検討する。</p> <p>d シルバー人材センターの会員が放課後児童支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう、全国シルバー人材センター事業協会に対して通知する。</p>	d:措置済み	
3	質の確保等	<p>a 放課後児童クラブと放課後子供教室を実施する「一体型」の政府目標を達成するための工程について、平成30年度末までに工程表を策定する。</p> <p>b 放課後児童クラブの運営主体が自己評価を行う際に参考となる評価項目を策定し、地方自治体に通知する。</p> <p>c 放課後児童クラブの運営に当たっては、民間事業者など多様な運営主体があり得ることを周知するため、放課後児童クラブの設置・運営主体別の公表を行う。</p> <p>d 「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）に沿って、市区町村が運営主体から受け付ける申請書類手続の負担の軽減を行う。</p>	<p>a:措置済み</p> <p>b:措置済み</p> <p>c:措置済み</p> <p>d:令和元年度措置</p>	<p>a:厚生労働省 文部科学省</p> <p>b,c,d:厚生労働省</p>

(3)ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化の検討

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	ジョブ型正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員等)の雇用ルールの明確化の検討	<p>a 「勤務地限定正社員」、「職務限定正社員」等を導入する企業に対し、勤務地(転勤の有無を含む。)、職務、勤務時間等の労働条件について、労働契約の締結時や変更の際に個々の労働者と事業者との間で書面(電子書面を含む。)による確認が確実にされるよう、以下のような方策について検討し、その結果を踏まえ、所要の措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準関係法令に規定する使用者による労働条件の明示事項について、勤務地変更(転勤)の有無や転勤の場合の条件が明示されるような方策 ・労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する就業規則の記載内容について、労働者の勤務地の限定を行う場合には、その旨が就業規則に記載されるような方策 ・労働契約法(平成19年法律第128号)に規定する労働契約の内容の確認について、職務や勤務地等の限定の内容について書面で確実に確認できるような方策 <p>b 無期転換ルールの適用状況について労働者や企業等へ調査するなどして、当該制度の実施状況を検証する。</p> <p>c 無期転換ルールが周知されるよう、有期労働契約が更新されて5年を超える労働者を雇用する企業は当該労働者に対して無期転換ルールの内容を通知する方策を含め、労働者に対する制度周知の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。</p>	<p>a: 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b, c: 令和元年度中調査を実施し、その結果を踏まえ検討開始</p>	厚生労働省

(4)介護離職ゼロに向けた対策の強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	介護休暇制度の更なる柔軟化	介護休暇の取得単位について、時間単位の取得が可能になるよう、必要な法令の見直しに向けた措置を講ずる。	令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	厚生労働省
6	介護をしながら働く労働者への情報共有の徹底	<p>a 労働者が介護保険の第2号被保険者になる時点(40歳)で、両立支援制度や介護保険制度に関する周知について、医療保険者等に対し「介護保険の第2号被保険者に対する介護保険制度周知について」(平成30年10月1日付老介発1001第2号)を発出し、協力を依頼しているが、改めて通知を発出し、周知の徹底を図る。家族介護者の介護負担軽減のための相談窓口として地域包括支援センターが活用できることを労働者に周知されるよう、両立支援制度関係のパンフレット等において、地域包括支援センターの記載を行う。</p> <p>b ケアマネジャーが、就労している家族の勤務実態も踏まえてケアプランを作成できるよう、セミナーの開催やその受講を評価する仕組みを通じて、ケアマネジャーへの情報</p>	<p>a: 令和元年措置</p> <p>b: 令和2年度措置</p>	厚生労働省

	提供や支援を行う。		
--	-----------	--	--

(5)日本で働く外国人材への「就労のための日本語教育」の枠組み整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	企業支援（就労のための日本語教育）	<p>a 外国人の就労に必要な基礎レベルの日本語能力を身につけるためのモデルカリキュラムとして、「外国人就労・定着支援研修事業」の認知度を高める工夫をし、また、その研修カリキュラムの概要を、外国人を雇用する企業等へ公表する。</p> <p>b 「外国人就労・定着支援研修事業」の成果を踏まえ、日本語能力の向上を必要とする外国人就労者が当該研修を受講できるよう、対象者数等の拡大を検討する。</p>	令和2年度措置	厚生労働省
8	地方自治体支援（就労のための日本語教育）	<p>a 多文化共生総合相談ワンストップセンターで外国人相談者や外国人を受け入れている企業等の求めに応じ、日本語教育組織の情報提供が行われるよう促す。</p> <p>b 地方自治体における多文化共生総合相談ワンストップセンターの運営状況を検証し、同センターの機能充実に向けた策を講ずる。</p> <p>c 文部科学省は未来を見据え、その体制を強化し、在留する外国人が生活する全ての地方自治体が、地域の実情を踏まえて積極的に関わっていけるよう、「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の改善・充実に図り、その活用を促進し、地域社会における日本語教育の重要性を周知する。</p> <p>d 「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」の実施地域における成果を踏まえて優良事例を活用するための策を講ずる。</p>	<p>a:令和元年措置</p> <p>b:令和2年措置</p> <p>c,d:令和2年度、できるだけ早期に措置</p>	<p>a,b:法務省</p> <p>c,d:文部科学省</p>
9	教育に関わる人材（担い手）の育成・確保	<p>a 「日本語教育人材養成・研修カリキュラム等開発事業」を更に展開し、就労者に対する日本語教師のための研修カリキュラムの一層の普及に努め、その効果を検証する。</p> <p>b 求職者支援制度により、定年退職者等の離職者や子育てを終えた者等を含めた就労のための日本語教育者の育成プログラムが実施可能であることを民間教育訓練機関に周知し、上記制度の積極的な活用を図る。</p>	<p>a:令和2年度措置</p> <p>b:令和元年度措置</p>	<p>a:文部科学省</p> <p>b:厚生労働省</p>
10	教育内容の質の確保	<p>a 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」を踏まえ、国内外の外国人の日本語能力の指標となるよう、一般的な日本語教育の標準（日本版CEFR）のうち共通参照レベルと能力記述を策定する。</p> <p>b 就労場面における日本語コミュニケーション能力を定義し評価できるようにするため、企業のニーズを把握した上で、日本国内で働くことに特化したツールを作成し、各企業が活用できる「ひな形」として提供する。</p>	<p>a:令和3年度措置</p> <p>b:令和2年度措置</p>	<p>a:文部科学省</p> <p>b:厚生労働省</p>

(6)年休の取得しやすさ向上に向けた取組

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
11	年休の取得しやすさ向上に向けた取組	<p>a 年休の時間単位取得の制度導入を促進するため、制度を導入している企業の具体的事例の周知等を通じて制度の啓発及び普及に取り組む。</p> <p>b 年休の時間単位取得について盛り込まれた平成20年の法改正から相当程度の期間が経過していることを踏まえ、労働基準法第39条第4項に定める労働者の年休の時間単位取得について、取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する。</p> <p>c 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づき企業が公表する情報項目に、年休の時間単位取得の制度の有無を加えることを労働政策審議会において検討する。加えて、企業の自主的な情報開示の促進に資するため、当該情報を女性の活躍推進企業データベースにも反映することも検討する。</p>	<p>a:令和元年措置 b:令和元年度調査開始、調査結果を得次第、検討・結論 c:令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	厚生労働省

(7)高校生の就職の在り方の検討と支援の強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	高校生の就職の在り方の検討と支援の強化	<p>a 高卒で就職した者が現在の採用選考の仕組みをどう評価しているか、また早期離職の背景にどのような要因があるかについて早急に実態の分析を行う。</p> <p>b 企業説明会や企業見学など、生徒の企業理解に資する材料や機会が適切かつ十分に提供されるよう、高校の現場が生徒に対する教育・指導に活用できる方策を検討する。</p> <p>c 都道府県等と協力しながら、早期離職者の対応を含め、高卒就職者の定着支援を行う仕組みを整える。</p>	<p>a:令和元年度措置 b,c:令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p>	文部科学省 厚生労働省

(8)福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表	看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業者関係者に対して、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ、派遣労働者として働いている看護師の雇用管理上の課題等の実態調査を行う。	令和元年度上期調査開始、令和元年度内に公表	厚生労働省

5. 投資等分野

(1) 規制改革の観点と重点事項

第四次産業革命における技術革新など経済社会の環境の変化において、国民、企業の活力向上の観点から、(2)モバイル市場における適正な競争環境の整備、(3)教育における最新技術の活用、(4)フィンテックによる多様な金融サービスの提供、(5)電力小売市場の活性化、(6)地方創生のための銀行の出資規制見直しについて、重点的に取り組む。

(2) モバイル市場における適正な競争環境の整備

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	モバイル市場における適正な競争環境の整備	<p>a 総務省は、携帯電話市場の競争環境の国際比較を踏まえつつ、以下 d~g に掲げる措置を含め、平成 30 年度内に包括的な解決策の全体像を示す。ただし、これを待たずに対応が可能な措置から迅速に実施する。</p> <p>b 公正取引委員会は、これまで検討された携帯電話市場における競争政策上の課題への対応について、各国の競争政策との比較も踏まえて検証し、必要な対応を実施する。</p> <p>c 消費者庁は、携帯電話サービスの契約や販売広告が消費者にとって分かりにくい状況を解消するため、携帯電話等に係る適正表示に関するルール整備・運用改善を行う。</p> <p>d 総務省は、端末購入補助によって発生する端末購入の有無等による利用者間の不公平感と料金プランの分かりにくさの解消など、通信料金の適正化に向けて、通信料金と端末料金の完全な分離を図る。あわせて、現状において規制の対象となっていない販売代理店による端末の販売・広告に対応するため、販売代理店に対する適切な規律を速やかに整備する。さらに、通信役務と携帯端末をセットで購入する利用者に対して、一定期間の支払総額を契約時に明示させる措置をとる。これらにより、通信役務及び通信役務の契約と一体となって行われる携帯端末販売の双方で適正な競争環境を整備し、より低廉な料金、より利用者のニーズに合ったサービス・製品の選択を可能とする。</p> <p>e 総務省は、接続料や卸契約の料金水準の一層の適正化・透明化を図るとともに、MNO グループのネットワーク提供に係る不当な差別的取扱いの有無等について検証と必要な対応を行い、あわせて、期間拘束契約と自動更新、解約時の違約金の水準、契約時の手続き時間の長さなど、MNO による MVNO との競争を阻むスイッチングコストを抜本的に引き下げ、健全な競争環境を整備する。</p> <p>f 総務省と公正取引委員会は MNO が下取りした利用者の端末の流通が不当に制限されていないかなど端末流通実態について直ちに調査し、その後も必要に応じて調査を行う。問題がある場合には、電気通信事業法(昭</p>	<p>a: 措置済み</p> <p>b: 措置済み(平成 30 年度以降も継続的に実施)</p> <p>c: 措置済み(平成 30 年度以降も継続的に実施)</p> <p>d: 措置済み(平成 30 年度以降も継続的に実施)</p> <p>e: 措置済み(平成 30 年度以降も継続的に実施)</p> <p>f: 令和元年度以降、結論を得次第速やかに措置</p> <p>g: 措置済み</p>	<p>a: 総務省</p> <p>b: 公正取引委員会</p> <p>c: 消費者庁</p> <p>d: 総務省</p> <p>e: 総務省</p> <p>f: 総務省、公正取引委員会</p> <p>g: 総務省</p>

	<p>和 59 年法律第 86 号) 及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 (昭和 22 年法律第 54 号) に基づき必要な是正措置を講ずる。</p> <p>g 総務省は、設備面での競争を促進しつつ、携帯電話業界における設備投資負担を軽減するため、設備共用の環境整備のためのガイドラインを整備し、ネットワークの円滑な整備を推進する。</p>		
--	---	--	--

(3)教育における最新技術の活用

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	教育における最新技術の活用	<p>a 全ての児童生徒に対して、最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を実現するため、5年以内のできるだけ早期に、全ての小・中・高校でデジタル技術が活用され、その効果が最大限発現されるよう包括的な措置を講ずる。</p> <p>そのため、以下b～fに掲げる措置を含め、教育再生実行会議の議論を踏まえて検討し、文部科学省を中心に関係省で工程表を含む取りまとめを行う。この取りまとめには、第4次答申で提言した「5年以内のできるだけ早期に遠隔教育を希望する全ての小・中・高等学校で活用できるよう包括的な措置を講じ、工程表を含む中間取りまとめを行う」内容を含むものとする。</p> <p>b パソコンなどのデジタル機器（通信環境を含む）は、これからの学校教育において、机や椅子と同等に児童生徒一人一人に用意されるべきものであることを学校教育の現場に十分浸透させるとともに、「パソコン(タブレット等を含む)1人1台」(BYODを含む)をはじめ、あるべき教育基盤をできる限り早期に実現するため、aに掲げる工程表に位置付け、必要な措置を講ずる。最新技術を活用した教育基盤について市町村による大きな格差がなくなるよう、市町村ごとの整備状況や活用状況等を調査し、公表する（令和元年度）とともに、全国どこの地域の児童生徒にも必要な教育環境を提供する観点から、全ての自治体にICT環境整備に係る計画策定・実施を促し、教育現場におけるICTの活用を推進する。期限までにあるべき教育基盤を実現するために、必要に応じ国による是正措置を検討する。あわせて、自治体をまたがる共同調達の導入など、安価な環境整備に向けた具体策の検討や、学校のICT環境の現状・課題を踏まえた関係者の専門性を高める取組などを推進し、学校のICT環境整備に必要な措置を講ずる。</p> <p>c 教育における情報の利活用を促進するため、以下の各事項を含めた「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の見直しを行い、必要な措置を講ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育現場において、公衆網を介したパブリック・クラウドの活用を前提（クラウド・バイ・デフォルト）とすることを明確にする ・とともに、これまで高等教育機関が利用してきた通信インフラの初等中等教育機関への開放等、ネットワーク環境の充実化を図る。 ・校務系と学習系のネットワークについて、より柔軟な方法によるセキュリティ対策を講じた上で校務系と学習系のシステム連携を進める。 	<p>a: 令和元年度上期措置</p> <p>b: 令和元年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c: 令和元年度検討・結論・措置</p> <p>d: 令和元年度検討開始、令和3年度までに結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>e: 令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>f: 令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>g: 令和元年度検討開始、令和2年度結論、結論を得次第速やかに措置</p>	<p>a: 文部科学省・総務省・経済産業省</p> <p>b: 文部科学省・総務省・経済産業省</p> <p>c: 文部科学省・総務省・経済産業省</p> <p>d: 文部科学省</p> <p>e: 文部科学省</p> <p>f: 文部科学省</p> <p>g: 文部科学省</p>

また、自治体の条例でオンライン結合（通信回線を通じた電子計算機の結合）を制限する規定がある場合でも、教育現場において、セキュリティを備えたクラウドを導入することでオンライン結合が認められることをガイドラインとして示すなど、当面の措置を講ずる（令和元年度上期）とともに、必要な更なる措置を講ずる（令和元年度内）。

d デジタル教科書は、児童生徒の学習の充実や障害等による学習上の困難の程度の低減に大きな可能性を有する新たな教材であることから、教育現場における効果的な活用を促進する。また、デジタル教科書の効果・影響について検証を実施しつつ、以下の各事項を含めた最適な制度の在り方について、国際競争力の観点からの調査を含む検討を行い、必要な措置を講ずる。

- ・諸外国におけるデジタル教科書の活用状況について直ちに調査する。
- ・「世界最先端の質の高いデジタル教科書」にふさわしいコンテンツの在り方や活用方法について検討し、その結果を踏まえ、デジタル教科書の効果的な活用が促進されるためのガイドラインを取りまとめる
- ・デジタル化の利点を活かした児童生徒の学習に最適な教科書の媒体のあり方について検討し、必要な措置を講ずる。

e 高等学校の全日制の課程において、通信制教育で一部の科目の単位を修得した場合、その単位数を全課程の修了に必要な単位数に加えることができることを周知する。

f 児童生徒がどこにいても、どんな状況にあっても（例えば、不登校、病気療養など）同時双方向による遠隔教育や最新の技術による個々の理解度に応じたオンライン学習などを活用し、世界最先端の教育を享受する環境を整備するための措置を講ずる。

g 最新技術の活用は、児童生徒により質の高い教育を提供するとともに、教員の業務負担の軽減に資する有効な手段でもあることから、最新技術を活用した学びを支える教員の在り方について検討し、結論を得る。その際、これまで教員が全て担ってきた役割の範囲について、時代の変化に応じて柔軟に見直し、多様な外部人材を活用しながら、柔軟に対応できる新たな指導体制を実現することが必要である。そのため、従来の外部人材の枠を超えた外部人材が幅広く学校教育に参画する仕組みをつくるために必要な措置を講ずる。

(4)フィンテックによる多様な金融サービスの提供

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	資金移動業者の口座への賃金支払	資金移動業者の口座への賃金支払について、賃金の確実な支払等の労働者保護が図られるよう、資金保全が確実に行われているかを管理する仕組み（資金移動業者が破綻した場合に、十分な額が早期に労働者に支払われる保険制度など）やその運用方法を関係者と協議・検討し、その仕組みが実現でき次第措置を講ずる。その際、確実な資金保全の必要性を越えた規制や、資金保全のための規制と重複した資本金規制など資金移動業者にとって過度に厳しい要件が設定され、将来の新規参入が阻まれることがないように留意するとともに、諸外国の事例も参考にしつつ、マネーロンダリング等についてリスクに応じてモニタリングを行う必要がある。	令和元年度、できるだけ早期に検討・結論・措置（資金保全の仕組みの実現が前提）	内閣府 金融庁 厚生労働省
4	資金移動業の送金上限	利用者の利便性を向上させるため、銀行を介さずにスムーズに送金を行うことができるよう、現行の資金移動業と銀行の間に新たな類型を設ける検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和元年度検討、早期に結論・措置	金融庁
5	前払式支払手段の払戻し	前払式支払手段の払戻しの可否について、本人確認義務が課されないことによる簡便性に留意しながら、検討を行う。	令和元年度実施	金融庁
6	中小零細企業の資金調達の多様化	a 中小零細企業の資金調達の多様化に向け、短期の資金ニーズの調査、利息と手数料の関係を含む海外の法制度の調査を行う（令和元年度前半まで）。その結果を踏まえ、トランザクション・レンディングの活用などを含め、短期の資金ニーズにより円滑に答えられるよう、制度の見直しの可能性を含む方策のあり方を検討する。 b 研究開発型企業など新興企業の株式市場における資金調達の課題を整理し、その解決に向け、取引所と関係者との協議を促進する。	a:令和元年度検討・結論 b:令和元年度実施	a:金融庁 消費者庁 法務省 b:金融庁 経済産業省
7	本人確認手続の効率化	a 取引の性質を踏まえつつ、本人確認の委託を行うことができる取引にクレジットカードの発行契約を加えることについて検討し、措置を講ずる。 b 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第1号）第13条第1項第1号及び第2号の規定に基づき顧客の本人確認を行った事業者へ委託して行う取引について、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（平成20年政令第20号）第13条第1項第1号の規定により本人確認を要さないこととできるか否かについて解釈を明確化し、適切な方法で公表する。 c 直ちに、金融庁と警察庁とで協議し、正確な法令解釈を明らかにし、公表・周知する。 d 本人確認のみ委託が認められないとの法	a:令和元年度検討・結論・措置 b:令和元年度上期中速やかに措置 c:即時 d:令和元年内できる限り早期	a:警察庁 経済産業省 b,c,d: 警察庁 金融庁

		令解釈が確定した場合は、関係業界からのかねてからの要望や本件の経緯を踏まえ、適切な措置を早急に講ずる。		
--	--	---	--	--

(5)電力小売市場の活性化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
8	大手電力会社による「内外無差別」の電力卸供給	a 大手電力会社（旧一般電気事業者をいう。以下同じ。）が行う電力の卸供給について、公正かつ有効な競争の観点から、発電部門が担うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示す。 b グロス・ビディングにおいて、大手電力会社の発電部門と小売部門が分かれて売買入札を行うことが望ましい旨を、ガイドラインその他の形において明確に示す。	令和元年度措置	経済産業省
9	卸電力市場の透明性の確保	市場価格に重大な影響を及ぼしうる発電所の稼働状況等に関する情報（燃料制約等の発電所の稼働に影響を与える情報等も含む。）について、適切かつタイムリーな開示が行われるよう、早急に検討を進め、結論を得る。	令和元年度検討・結論	経済産業省
10	ベースロード電源へのアクセスの公平性を確保するベースロード市場の開設	大手電力会社からベースロード市場への供出価格について、自己またはグループの小売部門に対するベースロード電源の卸供給価格を不当に上回らないよう監視することが重要であり、産業用（大量の電力を使う工場など）の小売価格も参照しながら、その妥当性を確認する。	令和元年度措置	経済産業省
11	新規参入者に過度に不利にならない非化石価値取引市場の構築	非化石価値取引市場において発電事業者が得た非化石証書収入について、非化石電源の利用の促進に用いる。	令和元年度措置	経済産業省

(6)地方創生のための銀行の出資規制見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
12	地方創生のための銀行の出資規制見直し	<p>a 事業再生会社の議決権保有については、銀行等の支援等を織り込んだ合理的な経営改善計画が策定された案件で、銀行等以外の第三者が当該計画の策定に関与しているものであれば、裁判所の関与等があるものに限定せずに銀行本体による議決権保有が可能となるよう、銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)に定める例外措置の要件を拡充するとともに、中小企業の議決権保有の上限期間は5年から10年に延長する。また、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日)等を改定し、同様の案件について原則として公正取引委員会による認可が得られることを明確化する。</p> <p>b 投資専門子会社を通じた地域活性化事業会社の議決権保有については、株式会社地域経済活性化支援機構が関与する案件に限定された銀行法施行規則に定める例外措置の要件を拡充し、銀行以外の第三者が当該会社の事業計画の策定に関与する案件等にかかる議決権保有を可能とする。</p> <p>c 事業承継会社の議決権保有については、銀行法施行規則において、地域経済の課題となっている事業承継の円滑化に資する観点から、投資専門子会社を通じた最大5年間、100%までの議決権保有を可能とする例外措置を新設する。</p>	令和元年度措置	a:公正取引委員会、金融庁 b,c:金融庁

6. その他重要課題

(1) 規制改革の観点と重点事項

その他重要課題として、(2)総合取引所の実現、(3)各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大、(4)副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し、(5)日雇派遣におけるルールの見直しについて、重点的に取り組む。

(2) 総合取引所の実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	総合取引所の実現	<p>a 東京商品取引所（TOCOM）において上場されている一部の商品デリバティブについて、日本取引所グループ（JPX）傘下の取引所への戦略的な移管を検討し、例えば、大阪取引所において株価指数等の証券デリバティブとワンストップで取引できるようになることを期待する。そのために、金融庁、経済産業省等において、両取引所における協議が円滑に進むよう、関係者との協議を行う。</p> <p>b 金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣の「同意」について、総合取引所の実現可能性に過度の不透明感を与えないよう、具体的かつ明確な運用基準を策定することとし、経済産業省等において、平成 30 年度末を目途に結論を得る。</p> <p>c 総合取引所をおおむね 2020 年度頃の可能な限り早期に実現できるよう、現在の実行計画を前倒すこととし、両取引所において協議が円滑に進むよう、平成 30 年度末を目途に目指すべき方向性について結論を得るべく、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。その際、商品先物市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界市場において我が国の商品先物市場が目指すべき位置付け ・信用力の強化 ・新規参入者の増加による流動性向上の確実性 ・プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計 <p>d 現在、電力先物市場の創設及びこれを含む総合エネルギー市場の創設が重要な課題となっているが、どちらかを優先することなく、総合取引所の実現と同時並行的に進める。</p>	措置済み	<p>a, c: 金融庁 農林水産省 経済産業省</p> <p>b: 農林水産省 経済産業省</p> <p>d: 経済産業省</p>
2	総合取引所の実現	<p>a 金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 194 条の 6 の 2 の規定に基づく、金融商品取引所に商品デリバティブを上場する際に要する商品所管大臣による同意を運用するに当たって、既に商品取引所に上場又は試験上場されている商品又はこれらと同内容の商品については、取引参加者に当業者が含まれることを要件としないこととする。</p> <p>また、新たに上場する商品に係る商品所管</p>	<p>a: 令和元年度上期措置</p> <p>b: 令和 2 年度上期措置</p> <p>c: 電力の試験上場がなされた場合は 2020 年度（令和 2 年度）以降試験上場期間中に検討・結</p>	<p>a: 農林水産省 経済産業省</p> <p>b: 金融庁 農林水産省 経済産業省</p> <p>c, d: 金融庁 経済産業省</p>

	<p>大臣の同意要件は、高い透明性を確保し、かつ、グローバルな市場参加者から見ても理解を得られる形で適用する。</p> <p>b TOCOM に上場されている貴金属等の大阪取引所への移管及び日本証券クリアリング機構への清算一元化については、2020年度上半期を目途に移管できるよう、金融庁、経済産業省等において、関係者との協議を行う。</p> <p>c JPX と TOCOM の基本合意において、TOCOM での上場を目指すとされている電力・LNG については、電力の発送電分離が完成する 2020 年度以降、電力の試験上場の期間内に、大阪取引所への移管とを比較検証の上、市場のあり方について結論を得て、その実現のために必要な措置を講ずる。なお、電力の試験上場の審査は、電力システム改革の重要性に鑑み、厳格に行う。</p> <p>d JPX と TOCOM の基本合意において、TOCOM から当面移管しないとされた石油市場の商品については、移管の時期について、金融庁、経済産業省においても関係者との協議を行う。その際、商品市場の活性化につながるよう、次の点の認識を共有化することが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界市場において我が国のエネルギー商品先物市場が目指すべき位置付け ・新規参入者の増加による流動性向上の確実性 ・プレイヤーのコスト負担が増加しない使い勝手のよい市場設計 	<p>論、必要に応じて速やかに措置</p> <p>d: 2020 年度(令和 2 年度)以降速やかに措置</p>	
--	---	--	--

(3) 各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大	<p>a 保育士、介護福祉士の登録証については、登録証の様式等を定める厚生労働省令の改正により旧姓併記を可能とする。</p> <p>b 教員免許状については、各都道府県教育委員会に対し、申請書の様式等を定めた教育委員会規則の改正を要請した上で、必要なシステムの改修を行うとともに、免許状の様式を定める文部科学省令の改正により旧姓併記が可能である旨を明確化する。</p> <p>c 保険募集人が保険募集を行う際に顧客に対し明らかにする氏名については、「保険会社向けの総合的な監督指針」(平成 17 年 8 月 12 日)等を改定し、旧姓の使用が可能である旨を明確化する。</p> <p>d 保険募集人の登録については、保険会社関係団体及び各保険会社に対し、募集人登録の電子申請に係るシステムの改修を要請し、金融庁においても必要なシステムの改修を行うとともに、申請すべき登録事項等を定めた大蔵省令の改正により旧姓の登録を可能とする。</p>	<p>a, c, e: 令和元年度措置</p> <p>b, d: 令和元年度検討開始、速やかに措置</p>	<p>a, e: 厚生労働省</p> <p>b: 文部科学省</p> <p>c, d: 金融庁</p>

		e 准看護師については、各都道府県に対し、看護師免許証への旧姓併記が可能となった旨を周知した上で、准看護師の免許証についても同様の対応を可能とするよう要請する。		
--	--	--	--	--

(4)副業・兼業、テレワークにおけるルールの見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	副業・兼業の促進	厚生労働省は、労働者の健康確保や企業の実務の実効性の観点に留意しつつ、労働時間の把握・通算に関する現行制度の適切な見直しをすることについて、「副業・兼業の場合の労働時間管理の在り方に関する検討会」における議論を加速化し、結論を得た上で速やかに労働政策審議会において議論を開始し、速やかに結論を得る。	令和元年に検討会で結論、結論を得次第労働政策審議会で議論を開始し、速やかに結論	厚生労働省
5	テレワークの促進	a 時間外・休日・深夜労働について、テレワーク労働者のニーズ調査を実施する。 b aも踏まえつつ、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(平成30年2月22日厚生労働省)で長時間労働対策として示されている手法において、所定労働時間内の労働を深夜に行うことまで原則禁止と誤解を与えかねない表現を見直す。	a:令和元年度着手、令和2年度措置 b:令和2年度措置	厚生労働省

(5)日雇派遣におけるルールの見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	日雇派遣におけるルールの見直し	日雇派遣に関して、労働者保護に留意しつつ、雇用機会を広げるために、「副業として行う場合」の年収要件の見直しを検討し、速やかに結論を得る。	令和元年度検討開始、速やかに結論	厚生労働省

7. 行政手続コストの削減

(1) 規制改革の観点と重点事項

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指し、事業者の生産性向上を後押しするため、事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に推進し、事業者の行政手続コストを2020年までに20%以上削減する。

(2) 行政手続コスト20%削減の対策強化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	行政手続コスト20%削減の対策強化	<p>各府省は、「行政手続部会取りまとめ～行政手続コスト削減に向けて～」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に定めた3年間の取組期間の最終年度である今年度において、以下の事項に留意しつつ、「行政手続コスト削減に向けて」(昨年4月24日作成、本年6月改定)及び部会における指摘事項を踏まえて、行政手続コスト20%削減が確実に実現するよう、対策を更に強化する(来年3月時点で行政手続コストの実績値を計測・評価)。特に、コスト削減効果が十分に期待できていない手続については、他分野における様々な取組事例(応用可能なベストプラクティス)を参考にして、抜本的に対策を強化する。</p> <p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人向けの手続等においては、法人共通認証基盤(GビズID)を活用した一つのID・パスワードによる簡易な認証について、内閣官房IT総合戦略室が策定した「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」(平成31年2月25日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)を活用したリスク分析を行い、セキュリティ上問題ないと評価される場合には、原則全て導入する。 ・事前のモニター調査、広範な民間ソフトウェア事業者に開発環境を提供するためのAPIのHP上への公開等により、使い勝手の良い電子申請システムを構築する。 	取組期間は令和2年3月まで	全府省

(3) 個人事業主の事業承継時の手続簡素化

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
2	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	<p>a 規制所管府省は、個人事業主の事業承継時の手続に関し、相続について簡素な届出で許認可等の承継を認めている場合に、生前贈与を含む事業譲渡の場合にも同様に簡素な届出で承継を認めるための規定を設ける等、簡素化のための措置を講ずる。</p> <p>b 国土交通省は、新設予定の建設業許可の承継制度の施行に当たり、承継手続のために必要とされる提出書類の簡素化及び処理期間の短縮化を実施する。</p>	令和元年検討・結論、令和2年措置	財務省 厚生労働省 国土交通省

(4) 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
3	中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険手続等の簡易なオンライン申請の実現	<p>a 中小企業・小規模事業者を対象とする補助金、社会保険の就職、退職時等の手続について、法人共通認証基盤（GビズID）を活用し、一つのID・パスワードで簡単にオンライン申請できるようにする。</p> <p>b 中小企業・小規模事業者を対象とした補助金については、申請手続等をより簡易に行うことができる補助金申請システム（Jグランツ）を経済産業省で構築しているところ、経済産業省以外の府省庁においても本システムの導入を進めるとともに、地方自治体にも活用を促す。あわせて、財務書類等の申請書類の標準化を進める。</p>	令和2年4月からの導入を目指す	<p>a: 内閣官房 厚生労働省 経済産業省</p> <p>b: 内閣官房 総務省 経済産業省</p>

(5) 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	<p>a 標準的様式の普及に向け、引き続き、あらゆるルートを通じて実効性ある形で地方自治体に働きかける。特に、現在、標準的様式を導入していない大都市に対しては、新たに作成する大都市向けの標準的様式について周知を行い、標準的様式の導入を働きかける。</p> <p>b 押印不要化を含め、デジタルで完結する仕組みの構築に向けて、関係府省が協力して検討を進める。</p>	<p>a: 令和元年度上期までに措置</p> <p>b: 令和3年度までに措置</p>	内閣官房 内閣府 厚生労働省

(6)行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
5	行政手続の簡素化、オンライン化における地方自治体の先進的取組の横展開	<p>各規制所管府省は必要に応じて関係省庁と連携し、次の点を重点的に取り組み、地方自治体に働きかけを行うべきである。</p> <p>a 根拠法令上は設定の認められてない独自のローカル・ルールを求めていることを理由に標準書式の採用を拒む例や、行政手続法（行政指導については各団体の行政手続条例）に反した過剰な申請書類等の補正指導を行っていることから、本来は必要のない窓口申請を求めていると疑われる事例があり、このような団体の存在は、デジタル化の障害となっているのみならず、過剰・不必要な補正等にかかる作業そのものが事業者にとって重い負担となっている。各府省は、法令違反の行政実務がなされないよう、所管法令の事務の実態を把握し、点検・是正に早急に取り組むべきである。</p> <p>b aの作業と併せて、手続のデジタル化に向けて、地方自治体が利用しやすい（地方の独自基準の追加も可能な）標準様式を作成し、その普及に取り組むべきである。</p> <p>c オンライン化原則に沿った検討の結果、所管事務について添付書類の削減や押印省略等の措置がとられた場合には、直ちにその内容を地方自治体に周知し、そのなかで、手続のオンライン化を推奨すべきである。その際には、全国の地方自治体におけるベストプラクティスを把握し、他の地方自治体に徹底すべきである。</p> <p>d 所管する事務のうち法人向けの手続等について法人共通認証基盤（GビズID）への参加を推奨し、あわせて、法人共通認証基盤（GビズID）との連携を確保しつつ、国・地方に共通した申請システムの構築を検討すべきである（その際、セキュリティとともに、使い勝手の良さについても、内閣官房IT総合戦略室のチェックを必ず受けるべきである）。</p>	令和元年度以降、継続的に措置	全府省

(7)住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
6	住宅宿泊事業法に基づく届出手続の負担の軽減	<p>a 民泊制度運営システムについて、ユーザー目線に立った利便性の高いシステムとなるよう、法令に基づき事業者が求められる対応についてのガイドライン機能を備える等の改修措置を講ずる。</p> <p>b 民泊制度運営システムにより行われる事業届出については、電子証明書による本人確認が必要とされているが、届出制とされている趣旨にかんがみ、政府全体の方針も踏まえた上で、より簡易な方法の導入を検討する。</p> <p>c 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)に基づく特定施設の届出、下水道法(昭和33年法律第79号)に基づく使用開始時期の届出等について、一定の規模・態様のサービスについては要しないこととする方向で検討する。</p> <p>d 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づき行うこととされる民泊サービスの遂行に伴い発生するゴミの処理については、より負担感なく適法な対応が可能となる方法を明らかにし、その普及を図る。</p> <p>e 上記c,dの実施に際し、観光庁は、民泊サービスの適法な遂行に必要な手続法令を所管する府省に対し、積極的に働きかけを行い、その実現を図る。</p>	<p>a: 令和元年度措置 b,c: 平成30年度の検討、早期に結論 d,e: 措置済み</p>	<p>a,b,e: 国土交通省 c: 国土交通省 環境省 d: 環境省</p>

(8)軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップサービスの実現

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
7	軽自動車保有手続にかかるオンライン・ワンストップサービスの実現	<p>国土交通省は、軽自動車保有手続についてオンライン・ワンストップによる手続が可能となるよう、各方面と調整しつつ、まずは継続検査時におけるオンライン申請から取組を進める。こうした取組を踏まえ、総務省は、行政書士法施行規則を改正する。</p>	措置済み	<p>総務省 国土交通省</p>